

## 後見制度と金融機関・土業の連携

## 1 後見制度支援信託・後見制度支援預貯金制度の紹介

三井住友信託銀行プライベートバンキング企画推進部

審議役 吉野 誠

## 一 はじめに

本稿では2012年2月より導入された後見制度支援信託と、その後導入された後見制度支援預貯金を振り返り、また、後見制度支援信託・後見制度支援預貯金制度について、簡単に説明を試みたい。

なお、文中の意見にわたる部分に関しては私の個人的な見解であり、所属する組織の意見ではないことをあらかじめお断りさせていただきます。

## 二 後見制度支援信託・後見制度支援預貯金制度の紹介

## 1 後見人による不正行為と、後見制度支援信託の導入

(1) 後見人による不正行為と、未然防止のための信託の検討

2000年4月から施行された現行の成年後見制度は、精神上の障害により判断能力が不十分であり法律行為における意思決定が困難な方々の判断能力を後見人等の機関が補う制度(注1)、である。判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の制度が用意されており、後見人等には本人に代わって法律行為を行う代理権や、本人が行った法律行為を取り消しできる取消権、「保佐」「補助」では本人が特定の法律行為をする場合に

補助人・保佐人の同意を必要とする同意権が付与されている(注2)。

現行の成年後見制度施行以降、後見開始の申立件数が増え続けるなかで、親族後見人による不正事案の発生が数多くみられ、家庭裁判所は、不正行為を未然に防止するため、従来からの財産状況報告等による定期監督の実施や親族からの情報収集等の防止策に加え、専門職後見人・後見監督人の選任拡大等の新たな選択肢を検討することとした(注3)。

このような環境下、2010年春、最高裁判所事務総局家庭局より信託協会に申入れがあり、法務省民事局を含めた三者

による勉強会で未然防止を目的とした信託を検討することとなった(注4)。

最高裁からの当初の提案では不動産・有価証券等を含めた被後見人の財産すべてを対象とする包括信託を検討したいとのことであったが、一方で成年後見制度の対象が広範囲に及ぶことから低廉な手数料体系が求められること(注5)、不動産・有価証券等については金銭に比べ換金に手間を要し不正行為の可能性が限られることから、低廉な手数料体系を優先する形で被後見人の財産のうち金銭のみを対象とする金銭信託とすることとなった。

また、当初は成年後見制度のみを検討の対象としていたが勉強会で未成年後見での不正行為の事例が紹介され未成年後見制度も対象とすることとなった。

このような検討を通じて信託制度の機能を活用して後見制度を被後見人の財産管理面から支援するものとして「後見制度支援信託」の仕組みが取りまとめられ、2012年2月より後見制度支援信託の取扱いが開始さ

# コロナ禍での労務対応と今後の展望

## 現場で想定されるQ&A

日本産業保健法学会

### 1 再び発令された緊急事態宣言

「全国それぞれの地域においても感染は過去最高です。極めて深刻に受け止めております。」

令和3年1月8日、菅首相が1都3県への緊急事態宣言の発出を受けた会見でのコメントです。同月13日には、2府5県に対象が拡大されたのは、皆様ご承知のところですが（令和3年1月14日執筆当時）。

今後、さらに対象は拡大される可能性もあり、このような状況のなか、私たちは労務対応をどのように考えていくべきでしょうか。

あらためて昨年の第1回目の緊急事態宣言時を振り返ってみると、多くの企業が感染防止対策として、テレワークや時差出勤などを取り入れました。

特にテレワークに関しては、制度構築が不完全な企業もありました。また、以前から制度があった企業であっても、期間が長期にわたること、対象者の範囲を拡大したことから想定していなかった労務管理上の課題も明らかになってきました。

### 2 直近の対応

今後の労務対応を考える時に、2つの時間軸を見据える必要があると思います。1つ目は

直近の対応として、2回目の緊急事態宣言を発令されている間と、その後に解除された時の対応です。2つ目は中長期的に見た「アフターコロナ」時における対応です。

今回は1つ目の直近の対応を中心に、日本産業保健法学会（詳細は22頁）所属の弁護士の方々に具体的な労務管理上の課題となる点を解説していただきました。

この元となるのは、第1回目の緊急事態宣言中に発表した同学会内のウェブサイトにあるQ&Aです。金融機関に起こりがちな労務問題を想定し、現状に合わせた内容としています。誌

面の都合で3問に絞られました。第1回目の緊急事態宣言中に多くお問い合わせをいただいた内容を選びました。

併せて私からお伝えしたいのが、メンタルヘルス問題についてです。警視庁の自殺統計によれば、第1回目の緊急事態宣言解除後に、自殺者の数が増加し（自殺とメンタルヘルスの関係は、既知のことと思いますので、ここでの解説は省きます）なかでも女性の自殺者数が増えてきていることです。この背景には、非正規雇用者の雇止めやDVなどがあるのではないかとわれています。

皆様方の職場では、そのよう

# 事例から学ぶ 債権管理回収のポイント

## 第1回 債権管理回収の基礎知識



北海道銀行 融資部 上席融資役  
佐々木 宏之

ささき・ひろゆき ●1985年北海道銀行入行、営業店勤務を経て02年より審査管理グループ（現融資部事業性管理回収担当）、05年より現職。全国地方銀行協会の債権管理回収に関する複数の講座に実務家アドバイザーとして参画。16年より北海道金融法務実務研究会幹事。

### はじめに

わが国は、現在コロナ禍によって、様々な面において苦境に立たされているが、不幸中の幸いは、政府の資金繰り支援策、金融機関・徴税当局の債権回収行為の自粛、地主・家主の賃料滞納を理由とする賃貸借契約解除の自粛等によって、コロナ関連倒産が抑制されているだけではない、すでにコロナ禍前に経営が窮境に陥っていた企業も延命されていることである。

しかし、前記の支援策も無尽蔵に継続することは不可能であるから、早晩、一定程度まとまった数の企業倒産が発生することもある。これに対し、銀行においては、本部・関連サービスによる債権管理回収業務集中化の普及や、バルクセールへの依存によって、債権管理回収業務に関するスキルの低下が懸念されている。

そこで、本連載は、初回で債権管理回収業務の基礎知識を整理し、次回から事例を基に必要な債権管理回収スキームを解説するものである。

なお、本連載は、筆者の実際の案件処理によって積み上げたノウハウをベースとして執筆しているが、意見にわたる部分については、筆者の執筆時点での解釈に基づく私見であり、所属する組織の見解等とは一切関係がないことをお断りしておく。

### 一 「延滞」と「倒産」

実務上、貸出金の返済が滞っている融資先のことを「延滞先」とか「倒産先」などということがある。延滞先も倒産先も、銀行に対して法的には「履行遅滞」（民法412条1項）の状態にある（注1）が、債権管理回収は、融資先が「延滞」状態にあるか「倒産」状態にあるかによって対応が異なる。そこで、まず、これらの違いからみていきたい。

#### 1 「延滞」とは？

履行遅滞は、債務者が、①債務の履行期を経過していなから、②債務の履行が可能な状態にあり、③同時履行の抗弁権な

ポストコロナを読む

令和の必須知識

# 地域経済のメカニズム

## 第1回

### 経済は、「人口の関数」である

真野 康彦

まの・やすひこ ●シンクタンク研究員。地域経済・地域金融が専門。地方銀行で約15年勤務後大学院に進学、経済学修士号取得。データは裏切らない。ヤスと呼んでください。

#### ■はじめに

この連載では、「金融機関の行職員が地域経済のメカニズムを知るには、いったい何をどう学ぶとよいか」について書いていく。筆者は、地方銀行に約15年勤め、営業店経験のほか、本部でビジネスマッチング等を担当した。その後、大学院で経済学を学び直し、今はシンクタンクで働いている。シンクタンクといっても机上の調査や分析だけではなく、地域経済の分析を土台にして、自治体や企業と連携し実際に地域で新しい商品やサービスを開発したり実験したりするのが得意だ。

過去、銀行の内側にいたことから、銀行員（信金・信組も含む）の思考回路や得意不得意などほだいたいわかつているつもりだ。一方、今、私は金融機関の外側から冷静に銀行員を見ることが出来る立場にある。中にいると対象との距離がどうしても近すぎてピントが合わないものだが、改めて外部の視点から銀行

員の知識体系の強み・弱み、十分なこと・不足している能力を冷静に考えてみると、今の銀行員には「地域経済のメカニズム」の知識というものが必要不可欠でありながら、それを十分に理解している人は、どうみても数えるほどしかないように思われる。これは極めて大きな欠落ではないだろうか。

#### ■なぜ、銀行員は地域経済を知らないのか

なぜ、銀行員は地域経済のメカニズムに疎いのだろうか。最初はここから考えてみたい。近頃、「レイジーバンク」などと言われることもあるが、これも銀行員がレイジーだからだろうか？ みんな努力が足りないのか？

私はそうは思わない。レイジーバンクだと責めてもあまりクリエイティブな議論にはならない。むしろ、銀行員が地域経済について知らないで済んできたのはなぜか？ のほうが問いの方向性としてセンスが良いと